

公 共 建 築 課			
係	係 長	課長補佐	課 長
			

現 場 説 明 書

工 事 名 朝倉市営住宅１・２号棟ほか２棟解体工事

説 明 事 項 事業損失補償

地盤変動を原因とする建築物等の事業損失補償は、次のいずれかを指定する。

☐ あらかじめ覚書を締結する工事

☒ 工事施工中及び完成後、損害が判明した場合、その時点で覚書を締結する工事

なお、詳細については『「工事の施工に伴い第三者に及ぼした損害の補償」（要旨）』（高知市ホームページに掲載・契約課入札控閲覧室にて提示）を参照してください。